

公立大学法人金沢美術工芸大学の授業料等の減免等に関する要綱

平成 22 年 4 月 1 日

要綱第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人金沢美術工芸大学授業料等徴収に関する規程（平成 22 年規程第 56 号。以下「徴収規程」という。）第 11 条の規定に基づく授業料若しくは入学金の減免又は授業料の徴収の猶予に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 1 条の 2 この要綱において、入学金の減免とは、入学金の免除若しくは減額をいう。

2 この要綱において、授業料の減免又は授業料の徴収の猶予（以下「授業料の減免等」という。）とは、以下の各号のことをいう。

- (1) 授業料の免除若しくは減額
- (2) 授業料の徴収の猶予（以下「徴収猶予」という。）
- (3) 授業料の分割による納付（以下「分割納付」という。）

3 徴収猶予又は分割納付は、前期にあつては 8 月 20 日まで、後期にあつては翌年 1 月 20 日までを最終の納期限とする納付の計画（以下、「納付計画」という。）によるものとし、いずれも最終の納期限までに全額を納付するものとする。

(減免申請)

第 2 条 授業料の減免等を受けようとする者にあつては徴収規程第 4 条に規定する各納期にそれぞれ対応する納期限までに、入学金の減免を受けようとする者にあつては入学手続き終了の日までに、理事長が別に定める様式により、理事長に申請しなければならない。ただし、理事長は、特に必要があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

(減免の決定)

第 3 条 理事長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、授業料の減免等又は入学金の減免の可否を決定し、その旨を理事長が別に定める様式により、当該申請した者に通知するものとする。

(経済的理由)

第 4 条 徴収規程第 11 条第 1 号の経済的理由とは大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第 6 号）第 10 条第 2 項第 3 号の規定により、極めて修学に困難があると認められる場合とし、同号の学業成績優秀とは金沢美術工芸大学日本学生支援機構奨学生推薦選考における推薦順位決定基準に基づき優秀であると認められる場合とする。

(災害その他の理由)

第 5 条 徴収規程第 11 条第 2 号の災害その他やむを得ない理由とは、次の各号に掲げる場合であつて、極めて修学に困難があると認められるときとする。

- (1) 生計維持者が死亡した場合
- (2) 生計維持者又は本人が事故若しくは病気により、半年以上、就労が困難である場合

- (3) 生計維持者又は本人が失職した場合（非自発的失業の場合に限る。）
- (4) 生計維持者又は本人が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、前各号のいずれかに該当する場合又は被災により、生計維持者が生死不明若しくは行方不明又は生計維持者若しくは本人が就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生した場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に必要があると認める場合
(減免の額)

第6条 授業料及び入学金の減免の額は、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項に定める額とする。

(徴収の猶予)

第7条 授業料の減免等又は入学金の減免を申請した者に係る当該授業料又は入学金は、その可否を決定するまでの間、徴収を猶予する。

- 2 前項の規定により徴収を猶予した期間における授業料又は入学金に係る延滞金は、免除とする。
- 3 授業料の減免等又は入学金の減免を不許可としたとき及び授業料又は入学金の減額の許可をしたときの当該納付すべき授業料又は入学金は、当該申請を許可した日から起算して14日以内に納付させるものとする。
- 4 前項に規定する納入期限内に納入すべき入学金の納付をしないことにより学籍を有しないことになる者に係る当該未納の入学金及び授業料は免除する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。